

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年7月27日

岩手県議会議長 渡辺 幸 貫

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(当直の種類及び勤務時間)</p> <p>第25条 当直の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その勤務時間は、当該当直の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号に定める勤務時間によることができない事情があるときは、総務課長は、事務局長の承認を得て、別に勤務時間を定めることができる。</p> <p>(1) 宿直 <u>午後5時15分</u>から翌日の午前8時30分まで</p> <p>(2) 日直 休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日をいう。以下同じ。）の午前8時30分から<u>午後5時15分</u>まで</p>	<p>(当直の種類及び勤務時間)</p> <p>第25条 当直の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その勤務時間は、当該当直の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号に定める勤務時間によることができない事情があるときは、総務課長は、事務局長の承認を得て、別に勤務時間を定めることができる。</p> <p>(1) 宿直 <u>午後5時30分</u>から翌日の午前8時30分まで</p> <p>(2) 日直 休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日をいう。以下同じ。）の午前8時30分から<u>午後5時30分</u>まで</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成19年7月27日から施行する。